

12月 センタールーム活動 (10:00~11:30)

月	相談日	火	行事	水	交流日	木	金
							1 お教室 ひよこぐみ 4回目
4	☆ MILKの日	5	♪ クリスマス製作	6	さくらんぼ 0歳児交流	7	フリー
11	☆ MILKの日	12	♪ 誕生会・食会 お話ルーム	13	いちご 1歳児交流	14	フリー
18	☆ MILKの日 ♪ 発育測定	19	♪ クリスマス会 花ももさん応援	20	りんご 2・3歳児交流	21	フリー
25	☆ MILKの日	26	支援センター 休み	27	支援センター 休み	28	支援センター 休み
							29 支援センター 休み

- ・相談日の☆印は、担当者がすぐに対応させていただきます。
- ・♪印のある活動は要予約（12月の行事予約は11月下旬開始）
予約される方は、直接支援センターへ申し込みにきてください。
- ・センタールーム活動に参加されない場合でも自由に遊ぶことができます。

子育て支援センターお知らせ

今年もあと1か月で終わろうとしています。風も少しずつ冷たくなり、冬がやってきたことを感じさせる今日この頃です。子どもたちにとって夢のあるクリスマスやお正月準備を親子で楽しみながら過ごしましょう。

【揖斐川子育て支援センター】

上南方193 TEL 23-11136

■利用対象 揖斐川町在住の未就園児
(祖父母可)

■休館日 祝祭日、土・日曜日

■開所時間 午前9時～午後4時

人権特設相談所開設

12月4日から10日は「人権週間」です。
育てよう 一人一人の 人権意識
「思いやりの心・かけがえのない命を大切に」
揖斐川町では、人権特設相談所を次のとおり開設します。

家庭内の問題、いじめ、体罰、虐待、悩み事などお困りの方は、お気軽にご利用ください。相談は無料で、相談内容の秘密は固く守られます。

■期 日 12月12日(火)

■時 間 14時～16時

■場 所 谷汲文化会館

■相談員 揖斐川町人権擁護委員

【お問い合わせ先】岐阜県地方事務局大垣

支局・大垣人権擁護委員協議会

TEL 0584・78・3347

毎週月曜日（園庭開放日） 9:30～12:00
毎週木曜日（コアラちゃんの日） 9:30～11:30

4日(月)	園庭開放日
7日(木)	絵本の読み聞かせ
11日(月)	園庭開放日
14日(木)	休み
18日(月)	園庭開放日
21日(木)	こんにゃく作り
25日(月)	園庭開放日
28日(木)	休み

【かすが保育園子育て支援センター】

春日小宮神1071 TEL 57-2319

【介護サービス情報の公表】制度がはじまりました

●「介護サービス情報の公表」制度は、平成18年4月に施行された改正介護保険法に盛り込まれた新しい制度です。

●岐阜県指定情報公表センターまたは岐阜県高齢福祉課のホームページから、岐阜県内の介護サービス事業所・施設のサービス内容や運営状況に関する情報を見ることができます。

●介護サービスの利用にあたり、高齢者ご本人をはじめ、ご家族やケアマネージャーなども参考にしたいいただき、自分に合った適切なサービスや事業所・施設の選択にご活用ください。

【お問い合わせ先】岐阜県指定情報公表

センター TEL 058-1273-1111

(内線2524・2545)

FAX 058-1275-4858

岐阜県介護サービス情報公表システム

<http://kouhyou.winc.or.jp/kaigosip>

多重債務110番の設置について

県の実務者支援施策の一環として県弁護士会、県司法書士会の協力を得て、次のとおり「第2回多重債務110番」を開催します。

■日 時 12月16日(土) 10時～16時

■相談方法 電話相談、面談相談

(面談相談は事前予約制で先着30名)

■電話相談番号 058-1277-1003

岐阜県県民生活相談センター
岐阜県民ふれあい会館1棟5階

■面談相談予約

予約受付 12月1日～15日
8時30分～17時15分(土日を除く)
予約受付番号 058-1277-1003

■相談料 無料

■相談対応 弁護士、司法書士、消費生活相談員

※注意事項など

- ①相談番号は県民生活相談センターの電話番号と同じですが、当日は多重債務以外の相談受付を行いませんので注意してください。
- ②電話代は相談者の負担になります。
- ③プライバシーは厳守されます。

経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)のご案内

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借入れることができる制度で、中小企業を守るために国がつくった共済制度です。

無担保・無保証人で、積み立て掛金の10倍の範囲内(最高3,200万円)で被害額相当の共済金が借入れ可能です。毎月の掛金も税法上、必要経費または損金に算入できます。

詳しい内容のお問い合わせと加入申し込みは、商工会、商工会議所、金融機関の本支店の窓口で取り扱いしています。制度上の運用は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っています。

(URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>)

年末年始のごみ収集について

年末年始のごみ収集は次のとおり行いますので、お知らせします。

なお、1月のごみ収集については広報1月号くらしのカレンダーをご覧ください。

揖斐川地区

生ごみ収集日

12月25日(月)、28日(木)

谷汲地区

もやすごみ収集日

12月25日(月)、29日(金)

春日地区

もやすごみ収集日

12月18日(月)、25日(月)、29日(金)

久瀬地区

もやすごみ収集日

12月20日(水)、27日(水)

藤橋地区

もやすごみ収集日

12月18日(月)、25日(月)

坂内地区

もやすごみ収集日

12月21日(木)、28日(木)

し尿くみ取りはお早めに

年末年始は、し尿くみ取りの依頼が殺到します。お早めにお申し込みをお願いします。申し込みについては次のとおりです。

揖斐川地区…(有)揖斐川清掃

TEL 0585・22・0506

谷汲地区…(株)富士

TEL 058・323・0485

春日地区…(有)揖斐川清掃

TEL 0585・22・0506

久瀬地区…中央清掃(株)

TEL 058・327・1144

藤橋地区…(有)岐北清掃社

TEL 0583・70・8448

坂内地区…トバナ産業(株)

TEL 0584・89・7609

冬期のごみ収集、し尿のくみ取りは天候の都合により時間のかかる場合があります。ご理解、ご協力をお願いします。

平成19年度職員の募集

揖斐川町では、次のとおり平成19年度採用職員を募集します。

◎支援員(介護職員)

勤務先

養護老人ホーム 揖斐川尚和園

募集人員 1名

■応募資格 年齢55歳未満の方でホームヘルパー2級以上の資格のある方

■試験 面接試験を実施

■採用 履歴書(市販の用紙)に必要事項を記入し、資格証の写しを添えて、12月27日(水)までに揖斐川町役場政策広報課へ提出してください。

西濃環境整備組合職員募集

採用年月 平成19年4月1日

職種 ①技術職員 ②事務職員

職務内容 ①清掃工場の運転、保守、維持管理 ②一般事務

募集人員 ①、②それぞれ若干名

応募資格 昭和57年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた高校卒業(平成19年3月卒業見込み含む)以上の方

受付期間 平成18年12月1日(金)～12月20日(水)の平日

試験日時および場所 ①第1次試験 教養試験・事務適正検査 平成19年1月21日(日) 西濃環境整備組合

②第2次試験 (第1次試験合格者) 作文試験・面接試験 平成19年2月予定 西濃環境整備組合

【お問い合わせ先】西濃環境整備組合 総務課 TEL 32・4153

揖斐川町シルバー人材センター

揖斐川町シルバー人材センターでは11月から依頼方法が変更となりました。今までは各支所で受付を行っていましたが、一括して事務局(本所)でご依頼を受け付けます。

連絡先 TEL 23・0907

※依頼の際に「(揖斐・谷汲・春日・久瀬・藤橋・坂内)地区ですが…」とお話してください。

「親切」「丁寧」「安く」をモットーにお仕事を引き受けます。

揖斐川町シルバー人材センターでは、長年培った豊かな経験や知識を活かし、プロに頼むほどではないが…といった仕事をお受けします。

★草取り、草刈り、掃除、家事支援、屋内外作業などの一般作業

★剪定、大工、事務、パソコン、碁の指導、宛名書きなどの技能・技術分野などさまざまな職種があります。ご利用の際はお問い合わせください。

■会員募集

町内にお住まいの健康で働く意欲のある60歳以上の方であればどなたでも入会できます。(年会費として2千円が必要です) 健康と生きがいのために、また特技・資格を活かして地域に貢献してみませんか。お気軽に事務局までお尋ねください。またセンターでは会員の技術向上や就業開拓を目的とした講習会も行っています。



毛筆講習風景



剪定講習風景

「揖斐川町建築物等耐震化促進事業」のお知らせ

揖斐川町では、次のとおり建築物等耐震化促進事業における木造住宅耐震診断助成の申し込みをしています。

1 事業の内容

この事業は、地震に強い安全なまちづくりを目指すために、揖斐川町の区域内に存する木造住宅の耐震対策を支援するもので、県に登録された「岐阜県木造耐震相談士」に依頼して「耐震診断」を「実施する方」に対して、国（国土交通省）、県と町がその経費の一部を助成するものです。

2 対象となる住宅

次の要件を満たす住宅が、補助の対象となります。

- ①昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、階数が2階以下のもの
- ②併用住宅の場合は、延べ面積の過半が住宅の用に供されているもの
- ③枠組壁工法・丸太組工法または大臣等特別の認定を受けた工法でないもの
- ④賃貸住宅（共同・長屋住宅）は、診断について居住者の承諾を得ているもの

3 補助金の額

●耐震診断補助対象となる限度額
30,000円

●補助率 2/3

●補助金限度額 20,000円

4 助成を受けられる方

対象となる住宅の所有者で、町内に住所を有し、町税およびこれに準ずる

納付金の滞納のない個人の方に限りま
す。なお、同一世帯者で、年度内に複
数回の補助金を受け取ることはできま
せん。

●助成対象棟数【平成18年度10月末現在】
6棟（申し込み先着順）

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場建設課
TEL 22・2111

町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

①グリーンハイツ長瀬

・住所 谷汲長瀬929番地

・募集戸数 1戸（4号棟）

・建設年度 平成7年度

・構造など 木造2階建て

・間取り 4DK

・駐車場 2台

・家賃 32,800円（

・その他 家賃の他に共益費（浄化槽の使用料・共用部分の電気料など）が必要です。

◎水道・簡易水道 ◎下水・共用浄化槽

■敷金 家賃の3か月

■入居条件 揖斐川町内に在住もしくは、在勤に限る。

※その他所得要件あり

■募集期間

12月1日（金）～12月15日（金）

■入居予定日 1月中旬頃予定

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場建設課
TEL 22・2111（内線204）

税務課からのお知らせ

未登記家屋の取り壊し、所有権移転について

○家屋などを取り壊したときは

家屋や土地および償却資産に対する固定資産税は、毎年1月1日現在で課税されます。

未登記家屋の一部または全部を取り壊した場合、「家屋の滅失届出書」を提出してください。申請書類は役場税務課および振興事務所にあります。

○未登記家屋を名義変更するときは

未登記家屋の名義を変更するときや、未登記家屋の名義人が死亡したとき、また、売買などにより未登記家屋の所有者が変わった場合などには「名義人変更申告書」を提出してください。変更届の用紙は役場税務課および振興事務所にあります。

ただし、登記がある家屋ですでに法務局で滅失登記や所有権移転登記が済んでいる場合には、届け出をする必要はありません。

●家屋評価にご協力を

新築または増築された家屋については家屋評価を行うため役場税務課および振興事務所属職員が評価に伺います。

この評価は、固定資産税の基となる評価額を算出するために行うものです。

評価に伺う際には、事前に連絡を取らせていただきますのでご協力をお願いします。

雪害を受けられた方へ

雪害により、住宅・家財などに損害を受けた場合にも一定の要件に該当する場合は、確定申告をすることにより雑損控除（災害関連支出がある場合には、その支出の領収書の申告書への添付または、申告時に提示することが必要です）または災害免除法による減免の適用を受けることができます。

なお、農協・保険会社などから保険金を受けられている場合は、その金額を損害額から差し引いて計算することとなります。

詳しくは、大垣税務署（TEL 0584・78・4101）、税務相談室大垣分室（TEL 0584・75・4103）、揖斐川町役場税務課住民税係（TEL 0585・22・2111（内線131、132））までお問い合わせください。

【お願い】お問い合わせにお越しいただく際には、被害の状況・関連して支出した金額の分かる書類（り災証明・被害状況の分かる写真など・損害を受けたことに関して支出があった場合は見積書・請求書・領収書など・保険金などの支払い通知など）を必ずお持ちください。

納期限のお知らせ

11月30日（木） 国民健康保険税（7期分）

12月25日（月） 固定資産税（3期分）
国民健康保険税（8期分）
介護保険料（5期分）

納め忘れのないように早めに収めましょう。
また、口座振替で納付されている方は、納期限前日までに預貯金残額の確認と入金をお願いします。

※町税などの納付は安全で便利な口座振替で

国民年金保険料の免除・納付猶予の承認を受けた皆さんへ

追納制度をご存知ですか？

免除（全額・半額）や納付猶予（学生納付特例・若年者納付猶予）の承認を受けたことがある皆さん、その期間は納付した場合に比べ将来受ける老齢基礎年金額が少なくなってしまう。

- 学生納付特例期間 → 年金額には反映されません
- 若年者納付猶予期間 → 年金額には反映されません
- 全額免除期間 → 納付した場合の3分の1の額が年金額に反映されます
- 半額免除期間 → 納付した場合の3分の2の額が年金額に反映されます

追納で年金を満額に近づけましょう

免除を受けたことにより将来減額となる老齢基礎年金を少しでも多く受け取るために、10年前の分までさかのぼって保険料を納めることができる「追納制度」があります。

平成19年3月末までに追納する場合の1か月分の保険料額

追納する保険料の額は免除を受けた月の属する年度から2年度を過ぎると当時の保険料に経過した期間に応じて一定の額を加算した額になります。経過期間が長いほど加算額が高くなりますので、早めの追納をお勧めします。

免除などをされた年度	全額免除(加算額)	半額免除(加算額)
平成8年度(10年度目)	16,480円 (4,180円)	-
平成9年度(9年度目)	16,260円 (3,460円)	-
平成10年度(8年度目)	16,010円 (2,710円)	-
平成11年度(7年度目)	15,400円 (2,100円)	-
平成12年度(6年度目)	14,800円 (1,500円)	-
平成13年度(5年度目)	14,230円 (930円)	-
平成14年度(4年度目)	13,690円 (390円)	6,840円 (190円)
平成15年度(3年度目)	13,490円 (190円)	6,740円 (90円)
平成16年度(2年度目)	13,300円 (0円)	6,650円 (0円)
平成17年度(1年度目)	13,580円 (0円)	6,790円 (0円)

※追納は10年以内で原則として古いところからとなります。

平成18年 年末の交通安全県民運動

実施期間 12月11日(月)～12月20日(水)

無事故で年末 笑顔で年始

運動の重点

- 飲酒運転などの危険・無謀な運転を根絶する
- 夕暮れ時から夜間にかけての交通事故を防止する（特に、高齢者と子どもを中心として）
- 後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底する

飲酒運転根絶キャンペーン実施

実施期間 平成18年12月1日(金)～平成19年1月31日(水)

スローガン まだいたの 飲んで乗る人 乗せる人

「初雪時 スリップ事故は 通常の約2倍」

近年、冬タイヤ非装着車によるスリップ事故が多発しています。事故は自他ともに傷つくだけでなく、深刻な交通渋滞を引き起こす原因となります。

「冬タイヤ・滑り止め装置」の早期装着は、安全で円滑な交通を確保するための運転者一人ひとりの大切な交通マナーです。

揖斐警察署・岐阜県揖斐土木事務所・揖斐川町